

「佐倉・城下町400年記念」イメージキャラクター等 商品等使用許諾契約書（案）

1. 事業名

「佐倉・城下町400年記念」イメージキャラクター等商品等使用許諾

2. 事業場所

佐倉市海隣寺町97番地 佐倉市役所 広報課

3. 使用料

金 円

（うち消費税及び地方消費税の額 円）

4. 使用対象物（承認番号）

（承認第 号）

5. 契約期間

平成 年 月 日 から 平成23年 3月31日 まで

6. 契約保証金

佐倉市財務規則第147条の規定による。

上記事業について、許諾者と使用者とは、「佐倉・城下町400年記念」イメージキャラクター等の使用に関する要綱第6条第4項の規定により、次の条項によって使用許諾契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

許諾者

住所又は所在地
商号又は名称
代表者名又は氏名

印

使用者

住所又は所在地
商号又は名称
代表者名又は氏名

印

使用許諾約款

(総則)

- 第1条 許諾者と使用者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、「佐倉・城下町400年記念」イメージキャラクター等の使用に関する要綱（平成22年8月18日決裁22佐広第127号。以下「要綱」という。）及び関係法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 この契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 3 この契約の履行に関して許諾者と使用者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 5 この約款における期間の定めについては、この約款に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 7 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申し立てについては、許諾者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(使用許諾)

- 第2条 許諾者は、使用者に対し、本契約の期間中、要綱第2条に定義するイメージキャラクター及びロゴマーク（以下「キャラクター等」という。）を複製その他の方法によって使用し、商品の製造及び販売又は景品の配布を許諾する。
- 2 前項に規定する許諾の範囲は、要綱第6条第3項の規定により許諾者が承認した範囲とする。
 - 3 許諾者は、第三者に対して、本契約において使用者に与えた許諾と同一又は類似の許諾をすることができる。
 - 4 使用者は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは再許諾し、又は第三者のために担保を設定してはならない。
 - 5 使用者による当該使用権の行使は、日本国内に限定する。

(使用期間)

- 第3条 使用者がキャラクター等を使用できる期間は、要綱第6条第3項の規定による当該使用の承認を経て、本契約を締結した日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、申請に係る使用期間がそれに満たない場合は、当該申請における使用期間の末日を期限とする。
- 2 前項に規定する使用期間の満了後において、引き続きキャラクター等を使用しようとするときは、改めて要綱第6条第1項又は第2項の規定により申請を行わなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、使用者は、使用内容の変更がなく、かつ、商品及び景品（以下「商品等」という。）の在庫整理の目的において、第1項の期間満了から6か月以内に限り、引き続きキャラクター等を使用することができるものとする。

(使用料)

第4条 使用者は、要綱第10条第1項の規定により、本契約を締結した日から起算して30日以内に、別紙に定める額を使用料として、許諾者が指定する銀行口座に振り込まなければならない。この場合において、当該振込に係る手数料は、使用者の負担とする。

2 前項の規定により納入された使用料は、還付しない。要綱第8条第1項の規定による使用内容の変更により新たに使用料が納入された場合も、同様とする。

3 使用者の責に帰する理由により、使用料の支払が遅れた場合は、許諾者は使用者に対して年3.1パーセントの割合で遅滞利息の支払を請求することができる。

(使用条件)

第5条 使用者は、キャラクター等の使用に関して、要綱、関係法令その他許諾者が指定するデザインマニュアル等を遵守し、本来の意匠との同一性を保持するとともに、キャラクター等のイメージ、信用性等を損なうことなく、商品等の安全性及び品質について十分な配慮をしなければならない。

2 前項に規定する商品等への配慮に当たっては、関係法令に基づく製品表示、食品表示及び景品表示を行わなければならない。

3 使用者は、当該商品等の製造に当たっては、要綱第6条第2項の規定による申請に際して提出した当該商品等の見本に基づき許諾者による監修を受け、必要な指示を受けるものとする。この場合において、許諾者の指示による是正によって生じた費用は、使用者が負担する。

4 許諾者が、使用者に対し、前項の是正を求めたにもかかわらず、使用者がこれを受け入れないときは、許諾者は、第11条の規定に基づきこの契約を解除することができる。

5 使用者は、当該商品等を製造するときは、要綱第6条第3項に規定により許諾者から通知のあった当該承認番号を付記するものとする。ただし、当該商品等の形状等から付記が困難な場合は、許諾者の承認を得てこれを省略することができる。

(知的財産に関する権利等)

第6条 使用者が商品等の製造に当たり使用するキャラクター等の著作権は、著作権法(昭和45年法律第48号)第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に定める権利を含め、許諾者に帰属する。

2 使用者は、キャラクター等を使用する場合は、類似の名称及び意匠等について、当該使用個別分類における商標登録及び意匠登録の有無を使用者の負担により調査するものとする。

3 使用者は、キャラクター等について商標登録、意匠登録その他の登録に係る出願をしてはならない。

4 許諾者及び使用者は、キャラクター等に係る知的財産権への第三者による侵害行為を発見したときは、直ちに相互に報告するとともに、許諾者と使用者とが協力して対処するものとする。

(第三者への委託)

第7条 使用者は、契約の履行の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ許諾者の承認を得た場合は、この限りではな

い。

- 2 使用者は、当該商品等の製造及び販売又は配布を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、当該委託先又は請負先の名称、業務内容、発注経路及び販売経路等について、あらかじめ許諾者の承認を得なければならない。これらを変更したときも、同様とする。
- 3 使用者は、前項の規定により第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、受託者が本契約の各条項に違反することがないように管理監督責任を負わなければならない。
- 4 第1項の規定により使用者が委託し、又は請け負わせた第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用は、すべて使用者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなし、使用者がこれを負担するものとする。

(製造責任)

第8条 使用者は、当該商品等の製造に当たっては、製造物責任法(平成6年法律第85号)その他関係法令を遵守しなければならない。

- 2 使用者は、キャラクター等の使用について、第三者から権利侵害等の主張又は事故等に起因する苦情若しくは損害賠償その他の請求があった場合は、直ちに許諾者に報告するものとする。
- 3 使用者は、キャラクター等の使用について、第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、許諾者に対し何らの迷惑をかけないものとする。
- 4 当該商品等の構造上、製造上その他の瑕疵により第三者が損害を受け、その結果、許諾者が当該第三者に対する損害賠償、訴訟費用その他の費用を支出した場合は、使用者は、許諾者に対し、直ちにその費用を弁償しなければならない。

(成果物の確認)

第9条 使用者は、商品等の販売前に、当該商品等の成果物(形状又は性質上の理由により現物により難しい場合は、その見本又は写真。以下次項において同じ。)を許諾者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 許諾者は、前項による確認の結果、当該商品等の成果物が適正でないと認める場合は、使用者に対して、是正を求めることができる。この場合において、許諾者の指示による是正によって生じた費用は、使用者が負担する。
- 3 許諾者が、使用者に対し、前項の是正を求めたにもかかわらず、使用者がこれを受け入れないときは、許諾者は、第11条の規定に基づきこの契約を解除することができる。

(報告)

第10条 許諾者は、本契約に基づくキャラクター等の使用に関する事項について、必要に応じて使用者に資料の提出又は報告を求めることができる。

- 2 使用者は、団体の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び定款、寄附行為その他これらに準ずるものに変更があったときは、変更したことを証する書類を添付の上、遅滞なく許諾者に届け出なければならない。

(許諾者の解除権)

第11条 許諾者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 使用者又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

(2) 使用者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、許諾者の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、使用者がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

(4) 第13条の規定によらないで使用者から契約解除の申し出があったとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、許諾者に帰属する。

3 使用者は、契約保証金の納付がなく、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を、違約金として許諾者の指定する期日までに支払うものとする。

4 許諾者は、第1項の規定により使用者との契約を解除する場合において、使用者の所在が確認できないときは、許諾者の事務所にその旨を掲示することにより使用者

への通知に代えることができるものとする。この場合において、その効力は、掲示の日から10日を経過したときに生ずるものとする。

5 第1項の規定により本契約が解除された場合は、使用者は、自己の責任と費用負担において、本契約に基づいて製造した一切の商品等を廃棄処分しなければならない。

6 第1項の規定による本契約の解除に伴い、許諾者又は第三者に損害賠償、訴訟費用その他の費用が生じた場合は、使用者は、その費用を負担しなければならない。

(協議解除)

第12条 許諾者は、必要があるときは、使用者と協議の上、この契約を解除することができる。

(使用者の解除権)

第13条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 許諾者の責に帰すべき理由によりキャラクター等が使用不可能となったとき。

(2) 許諾者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

(契約解除に伴う措置)

第14条 使用者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を許諾者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が使用者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項前段に規定する使用者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第11条の規定によるときは許諾者が定め、第12条又は前条の規定によるときは使用者が許諾者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する使用者の取るべき措置の期限、方法等については、許諾者が使用者の意見を聴いて定めるものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第15条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。この場合において、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

(秘密の保持)

第16条 許諾者及び使用者は、本契約に関連して知り得た相手方の機密及び業務上の情報を第三者に漏らしてはならない。本契約が終了した後も、同様とする。

(契約の変更)

第17条 許諾者及び使用者は、必要があると認める場合は、双方協議の上、本契約の内容を変更することができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、許諾者と使用者とが協議して定める。

(補則)

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じ許諾者と使用者とが協議してこれを定めるものとする。